

九州大学総合研究博物館考古標本・資料調査要項

平成29年11月6日

この要項は、九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という）が所蔵・保管している考古標本・資料に関して、研究・教育などの目的のために閲覧する際に必要な事項を定めるものとする。

I. 資料調査前

1. 必要書類の提出

閲覧希望者は規定の申請書・誓約書に必要事項を記入し、紹介者の推薦書とともに閲覧開始日の7日前までに博物館専任教員もしくは該当部門の博物館資料部教員を通じて博物館長に提出する。

閲覧希望者が学生の場合、考古資料調査研究歴一覧、研究業績一覧、指導教員の推薦書を添付する。

破壊分析・準破壊分析の場合、研究計画・共同研究者名簿・使用機器・資料選定基準を明確にし、事前に提出すること。

2. 紹介者

紹介者は、博物館専任教員もしくは該当部門の博物館資料部教員とし、閲覧申請者の閲覧状況についての責任を負う。

3. 閲覧の可否の決定

申請を受けた博物館専任教員は、該当部門の博物館資料部教員と協議し、閲覧の可否を決定して申請者に連絡する。

II. 資料調査時

1. 部屋の開錠・施錠

標本収蔵室の利用に際しての、各室の開錠・施錠は、博物館の専任教員のみが行う。

2. 利用時の立会い者

資料の調査に際しては、博物館専任教員もしくは専任教員から委託を受けた者が立ち会う。

3. 部屋の利用

利用は博物館専任教員が指定した場所で行い、利用時に持ち込んだ私物は必ず持ち帰り室内に放置しない。室内の物品の移動や配置の変更はしない。

4. 利用者は、利用に際して以下の取り扱い注意事項を遵守する。

- ① 資料はすべて位置情報がデータベースに登録されているため、資料調査終了時に資料の収蔵場所を必ず元の場所に戻すこと。
- ② 資料の紛失、収蔵場所がわからなくなる等がないように、資料を閲覧する際はカタログ（館内閲覧のみ）で収蔵場所を確認の上、閲覧希望資料以外の資料を不必要に動かさないように努める。
- ③ 指定された場所でのみ資料の閲覧を行う。

- ④ 標本・資料が破損した場合、破片等をすべて回収し、博物館専任教員に届け指示を受ける。無届の放置、あるいは無許可での補修はしない。補修を指示された場合はそれに従う。
- ⑤ 収納状況の現状変更はしない。利用終了後は、利用した標本・資料を収納箱内の原位置に戻す。
- ⑥ 調査は原則平日の 9 時—17 時までとする。
- ⑦ 調査終了時に「利用標本リスト」に、利用した標本・資料に関する必要事項を記入して立会い者に提出する。

III. 調査成果の取り扱い

1. 考古学資料調査に基づくデータの取り扱いについて。
 - ① 非破壊分析の場合は、採取データ及び分析結果は観察者本人に帰属する。観察者は、収蔵機関に観察・分析データを提供する義務を負わない。
 - ② 破壊分析・準破壊分析の場合、資料の保存状態をデータベース上にも更新させる必要があるため、事前に所蔵施設のデータベース担当教員に必ず報告すること。
 - ③ 破壊分析・準破壊分析の場合、破壊部位は必要最小限に留めること。
 - ④ 破壊分析・準破壊分析の場合、資料の選定において、保存を優先させる資料は分析を必ずしも許可しない。
 - ⑤ 破壊分析・準破壊分析の場合、破壊前に実測図・写真を撮り、破壊部位をその図・写真に明記し、原本を収蔵機関のデータベース担当教員に提出すること。
 - ⑥ 破壊分析・準破壊分析の場合、分析に必要な資料を得た後、残った部分（その後も継続して博物館に所蔵される資料）に、必ず、資料採取日・分析者・目的・使用機械を明記したメモを残す。
 - ⑦ 考古資料の破壊分析・準破壊分析の場合、同様な性質の情報に対する分析は各個体 1 度の分析試料提供に限り、異なる機関あるいは研究者からの依頼であっても、原則として試料採取を許可しない。
 - ⑧ 考古資料の破壊分析・準破壊分析の場合、試料の採取を行いそれに基づく分析データを得た研究者もしくは研究機関は、他研究者もしくは他研究機関から依頼があれば、必ず無償でデータの開示・提供を行う（重複試料採取による、限られた資料の損失を最大限に防ぐため）。
2. 利用成果の発表
標本・資料を利用して得た研究成果を、口頭あるいは印刷等の形で発表する場合には、前もって博物館専任教員の許可を得るとともに、後日、成果物を博物館に提出する。なお、すでに発表先が確定している場合は、申請書に記入する。
3. 注意事項が厳守されなかった場合の取り扱い
上記事項が遵守されなかった場合、その利用者の今後の利用は許可しない。

※ この要項は、平成 29 年 1 月 6 日から実施する。